

貸借対照表

(単位:百万円)

<資産の部>	前会計年度 平成14年3月31日		本会計年度 平成15年3月31日		<負債の部>	前会計年度 平成14年3月31日		本会計年度 平成15年3月31日	
	現金・預金	142,829,007	124,746,486	未払金	6,345,774	6,395,699	支払備金	639,290	633,381
運用寄託金	17,022,400	35,278,195	未払費用	38	33	前受金	—	1	
たな卸資産	2,704	4,481	未経過保険料	29,080	27,599	賞与引当金	18,921	20,469	
未収金	983,029	844,391	責任準備金	7,859,471	7,838,989	公的年金預り金	157,700,000	161,649,640	
未収保険料	4,238,794	4,505,117	借入金	207,556	203,712	退職給付引当金	700,681	712,255	
未収収益	1,899	3,792	その他の債務等	4,300	31,583	負債合計	173,505,112	177,513,369	
前払費用	55	55	<資産・負債差額の部>			資産・負債差額	△ 3,655,540	△ 8,287,166	
貸付金	155,903	153,236							
その他の債権等	301	220							
貸倒引当金	△ 1,865,394	△ 2,061,152							
有形固定資産	2,567,102	2,574,323							
国有財産(公共用財産を除く)	2,461,814	2,479,569							
土地	1,142,604	1,145,996							
立木竹	3,884	4,138							
建物	811,656	817,595							
工作物	460,959	464,882							
船舶	407	336							
建設仮勘定	42,302	46,620							
物品	105,287	94,753							
無形固定資産	53,776	44,692							
出資金	3,859,992	3,131,760							
資産合計	169,849,571	169,226,202	負債及び資産・負債差額合計	169,849,571	169,226,202				

業務費用計算書

(単位:百万円)

本会計年度

自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日

人件費	434,972
賞与引当金繰入額	20,469
退職給付引当金繰入額	52,388
健康保険給付費	4,024,592
老人保健拠出金	2,342,277
退職者給付拠出金	657,217
介護納付金	398,720
厚生年金保険給付金	20,534,273
船員保険給付費	39,686
基礎年金給付費等	10,249,364
国民年金給付費	2,363,007
公的年金預り金増加額	3,949,640
福祉年金給付費	31,967
労災保険給付費	789,505
失業等給付費	2,451,771
雇用安定等給付費	83,120
保険料返還金	58,847
補助金等	12,494,416
委託費等	1,098,982
一般会計への繰入	97
国立病院特別会計への繰入	65,314
郵政事業特別会計への繰入	7,686
庁費等	393,134
その他の経費	524,808
減価償却費	124,776
貸倒引当金繰入額	1,119,149
責任準備金繰入額	△ 20,481
支払利息	13,094
資産処分損益	34,167
出資金評価損	771,418
本年度業務費用合計	65,108,387

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

本会計年度

自 平成14年 4月 1日
至 平成15年 3月31日

I	前年度末資産・負債差額	△ 3,655,540
II	本年度業務費用合計	△ 65,108,387
III	財源	60,456,470
	主管の財源	88,059
	配賦財源	19,960,116
	自己収入	40,402,662
	目的税等収入	—
	他会計からの受入	5,632
IV	無償所管換等	20,301
V	資産評価差額	—
VI	その他資産・負債差額の増減	—
VII	本年度末資産・負債差額	△ 8,287,166

区分別収支計算書

(単位:百万円)

		本会計年度
		自 平成14年4月1日
		至 平成15年3月31日
I	業務収支	
1	財源	
	主管の収納済歳入額	95,661
	配賦財源	19,960,116
	自己収入	39,329,292
	他会計からの受入	5,633
	前年度剰余金受入	1,424,177
	資金からの受入	376,951
	財源合計	61,191,831
2	業務支出	
(1)	業務支出(施設整備支出を除く)	
	人件費	△ 494,683
	健康保険給付費	△ 4,024,661
	老人保健拠出金	△ 2,342,277
	退職者給付拠出金	△ 657,217
	介護納付金	△ 398,720
	厚生年金保険給付金	△ 20,224,770
	船員保険給付費	△ 39,692
	基礎年金給付費等	△ 10,249,367
	国民年金給付費	△ 2,381,898
	福祉年金給付費	△ 164,007
	労災保険給付費	△ 794,166
	失業等給付費	△ 2,529,243
	雇用安定等給付費	△ 83,120
	保険料返還金	△ 58,847
	補助金等	△ 12,609,170
	委託費等	△ 1,098,909
	国立病院特別会計への繰入	△ 55,982
	郵政事業特別会計への繰入	△ 10,572
	支払調整金への繰入	△ 1,585
	貸付による支出	△ 4,963
	出資による支出	△ 42,168
	庁費等の支出	△ 447,110
	その他の支出	△ 414,959
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 59,128,103
(2)	施設整備支出	
	土地に係る支出	△ 3,799
	立木竹に係る支出	△ 102
	建物に係る支出	△ 20,912
	工作物に係る支出	△ 29,732
	建設仮勘定に係る支出	△ 26,544
	施設整備支出合計	△ 81,091
	業務支出合計	△ 59,209,193
	業務収支	1,982,639
II	財務収支	
	借入金による収入	1,484,485
	借入金の返済による支出	△ 1,488,328
	利息の支払額	△ 13,133
	財務収支	△ 16,976
	本年度収支	1,965,662
	資金からの受入(決算処理によるもの)	541,909
	資金への繰入(決算処理によるもの)	△ 837,443
	収支に関する換算差額	—
	資金本年度末残高	158,345,835
	その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 35,269,477
	本年度末現金・預金残高	124,746,486

財務書類注記事項

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

ア. 国有財産

定率法によっている。

なお、固定資産の種類ごとに財産を抽出し、国有財産の減価償却率を加重平均により求め、当該減価償却率を固定資産種類ごとの総額に乘じて減価償却額を算定している。

また、貸借対照表価額については、非償却資産は、国有財産台帳価額で計上し、償却性資産は、価格改定年度以外の年度においては、価格改定に適用される減価償却の方法(定率法)によっている。

イ. 物品

一般会計、労働保険特別会計及び国立病院特別会計では定額法によっている。

厚生保険特別会計、国民年金特別会計及び船員保険特別会計では定率法によっている。

なお、物品の減価償却方法について検討を行っているところであり、本会計年度においては物品を用途ごとに分類し、分類したグループごとに統一の耐用年数を使用している。耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を基準としている。

② 無形固定資産

無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

個別法による原価法

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般会計における貸倒引当金としては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額に加え、個別に債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。特別会計における貸倒引当金としては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去5年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額に加え、個別に債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当：翌年度期末手当予算額×6ヶ月支給割合/年間支給割合×1/3

勤勉手当：翌年度勤勉手当予算額×6ヶ月支給割合/年間支給割合×4/6

③ 退職給付引当金

ア. 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

イ. 遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金については、遺族補償年金の支払に備えるため、支給率×平均給与×割引率により算出している。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

2. 重要な後発事象

該当事項なし。

3. 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(平成14年度末現在)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額
合祀絶止・遺骨返還・損害賠償請求事件	4,209
らい予防法違憲国家賠償請求訴訟	3,158
損倍賠償請求事件(中国残留邦人集団訴訟)(第2次訴訟)	1,971
HCV訴訟	1,133
舌癌再発下顎全摘術後身体障害発生訴訟	810
予防接種損害賠償請求事件	408
MMRワクチン訴訟	350
損害賠償請求事件(医療事故繰り返し医師不処分)	337
脳動静脈奇形摘出術後脳内出血脳障害発生訴訟	271
気管切開後呼吸管理中低酸素脳症発生訴訟	258
CJD訴訟	222
咽頭炎症患者帰院後痰による呼吸停止訴訟	219
HIV感染被害損害賠償請求事件	205
看護師過労死訴訟	140
損倍賠償請求事件(中国残留邦人集団訴訟)(第1次訴訟)	132
脾頭十二指腸切除術後縫合不全発生死訴訟	131
心室中隔欠損症手術後低酸素脳症発生訴訟	112
PTCA時死亡訴訟	105
胚細胞腫開頭術後左半身麻痺発生訴訟	93
脳細胞摘出術時脳細胞損傷発生訴訟	80
食道潰瘍摘出術後難治性胸痛発生訴訟	50

名称等(訴訟名等)	金額
ジフテリア抗毒素訴訟	50
人口透析用のカテーテル挿入時にカテーテル先端部が下腿静脈を損傷させたことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの	30
急性骨髓性白血病に対する経過観察に過失があるとして遺族が損害賠償を求めるもの(訴訟告知事案)	24
中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件	20
八代鏡病院訴訟(損害賠償請求事件)	15
障害年金却下裁定処分取消等請求事件	13
指定処分取消及び損害賠償請求事件	8
不作為の違法確認及び損害賠償請求事件(伊藤樹)	3
福岡市学資保険訴訟	2
損害賠償請求事件(訴外者に対する不支給決定通知)	0
心臓カーテル検査後心筋梗塞発生訴訟	—
合計	14,563

(注)訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

金額が不明な場合は「ー」を記載している。

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 岁出予算の繰越 85,410 百万円

(2) 繼続費

該当なし

(3) 国庫債務負担行為による負担額

(単位:百万円)

事項	翌年度以降への繰越債務額
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担	24,157

5. 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

厚生保険特別会計	①健康勘定 ②年金勘定	③児童手当勘定 ④業務勘定
国民年金特別会計	①基礎年金勘定 ②国民年金勘定	③福祉年金勘定 ④業務勘定
労働保険特別会計	①労災勘定 ②雇用勘定	③徴収勘定
船員保険特別会計		
国立病院特別会計	国立高度専門医療センターのみ合算	

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重大な懸念があると認められるもの

債 権 名	病院等療養費債権
金 額	229 百万円
懸念の内容	発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

(4) 財政法第44条の資金

資金名	根拠法令	内 容
事業運営安定資金	厚生保険特別会計法 第7条	政府管掌健康保険の収支の中期的均衡を確保しつつ、事業の運営の安定化を図るために設置
積立金	厚生保険特別会計法 第8条から第8条の2	決算上の剩余金の積立て
特別保険福祉事業 資金	厚生保険特別会計法 第19条	一般会計からの繰入金を原資として運用を行い、運用益をもって特別福祉事業を行うために設置
積立金	船員保険特別会計法 第15条	決算上の剩余金の積立て
積立金	国民年金特別会計法 第12条	決算上の剩余金の積立て
雇用安定資金	労働保険特別会計法 第8条の2	雇用安定事業費に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置されたものである。
積立金	労働保険特別会計法 第18条及び第19条	失業等給付に要する財源とするものである。

(5) 業務費用計算書における収益の計上

①厚生保険特別会計において以下の収益を計上している。

・退職給付引当金戻入益 3百万円

②国民年金特別会計において以下の収益を計上している。

・貸倒引当金戻入益 2百万円

③船員保険特別会計において以下の収益を計上している

・退職給付引当金戻入益 116百万円

④労働保険特別会計において以下の収益を計上している

・退職給付引当金戻入益 123百万円

・責任準備金戻入益 20,481百万円

(6) 各財務書類における表示科目についてその内容等

<貸借対照表>

- 「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剩余金と資金運用部に預託した預託金との合計額を計上している。
- 「運用寄託金」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計における年金資金運用基金への寄託金の合計額を計上している。
- 「たな卸資産」には、主に医薬品、検定検査標準品を計上している。

- ・「未収金」には、児童扶養手当返納金債権等を計上している。
- ・「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、預金利子等に係る当年度経過分の利子を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料の次年度以降の期間に属する額を計上している。
- ・「貸付金」には、厚生保険特別会計に対する貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計に対する債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、緑化施設や樹木等を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等に係る建物を計上している。
- ・「工作物」には、建物等に対する構築物を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所所有の船を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度では完了していない工事に係る工事代金を計上している。
- ・「物品」には、取得価額50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、主にソフトウェアと電話加入権を計上している。
- ・「出資金」には、社会福祉・医療事業団、雇用能力開発機構等への出資金を計上している。
- ・「未払金」には、年金給付の未払金等を計上している。
- ・「支払備金」には、保険給付の未払相当額を計上している。
- ・「未払費用」には、国立病院特別会計における当該年度の支出額のうち、次年度以降の期間に属する業務費用額を計上している。
- ・「前受金」には、保険給付の費用に充てるための国庫負担金の受入超過額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込み額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。
- ・「責任準備金」には、翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
※「責任準備金」については、労働保険特別会計(労災勘定)財務書類を参照。
- ・「公的年金預り金」には、厚生年金(及び国民年金)の財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を計上している。
※「公的年金預り金」については、「厚生保険特別会計年金勘定(厚生年金)と国民年金特別会計国民年金勘定(国民年金)における貸借対照表の見方・考え方」及び厚生保険特別会計(年金勘定)財務書類、国民年金特別会計(国民年金勘定)財務書類を参照。
- ・「借入金」には、国立病院特別会計における資金運用部の借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源(昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付)に係る退職給付のうち、本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、産業投資特別会計社会資本整備資本勘定、特定国有財産整備特別会計に対する債務を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、資産合計と負債合計の差額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族保証年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。

- ・「健康保険給付費」には、健康保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「介護納付金」には、介護保険法の規定による介護納付金の支出額を計上している。
- ・「厚生年金保険給付金」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「船員保険給付費」には、疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費に係る保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「基礎年金給付費等」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「公的年金預り金増加額」には、公的年金預り金の当期増加額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、福祉年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、労災保険適用により支給した保険金給付費用を計上している。
- ・「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・「保険料返還金」には、雇用保険料及び労災保険料の返還金を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、他省庁の一般会計に対する繰り入れ額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵政事業に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費等を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・「責任準備金繰入額」には、責任準備金の当年度末残高を前年度末残高が超過する場合の差額を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金等に係る利子を計上している。
- ・「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金の評価損を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「主管の財源」には、厚生労働省所管の財源となる診療収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額を計上している。
- ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入、年金収入等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、郵政事業特別会計からの受入を計上している。
- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換等を計上している。

- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

＜区分別収支計算書＞

- ・「主管の収納済歳入額」には、厚生労働省所管一般会計の歳入を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管一般会計歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額を計上している。
- ・「自己収入」には、特別会計における保険料収入、年金収入等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、郵政事業特別会計からの受入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、特別会計における前年度決算の剰余金を計上している。
- ・「資金からの受入」には、予算上措置された資金からの受入を計上している。
- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「健康保険給付費」には、健康保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「介護納付金」には、介護保険法の規定による介護納付金の支出額を計上している。
- ・「厚生年金保険給付金」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「船員保険給付費」には、疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費に係る保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「基礎年金給付費等」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「福祉年金給付費」には、福祉年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「労災保険給付費」には、労災保険適用により支給した保険金給付費用を計上している。
- ・「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和 49 年法 116 号)第 13 条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第 62 条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・「保険料返還金」には、雇用保険料及び労災保険料の返還金を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵政事業に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、母子寡婦福祉貸付等の貸付に係る支出を計上している。
- ・「出資による支出」には、出資金支出に係る額を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の支出」には、旅費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地取得に要する支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹取得に要する支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物取得に要する支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物取得に要する支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、年度をまたぐ工事に要する支出を計上している。

- ・「借入金による収入」には、国債整理基金特別会計からの借入れによる収入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・「産業投資特別会計より受入」には、財務省産業投資特別会計からの資金受入を計上している。
- ・「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計からの借入れに係る利息の支払額を計上している。
- ・「資金からの受入」には、決算整理による資金からの受入を計上している。
- ・「資金への繰入」には、決算整理による資金への繰入を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、資金の本年度末残高を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、資金以外の歳計外現金預金の残高を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、本年度末の歳計外現金預金を含めた残高を計上している。

(7)その他厚生労働省財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ①金額の単位は百万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
- ②百万円未満の計数がある場合には、「0」で表示し、該当計数が皆無の場合は「-」で表示している。
- ③責任準備金については、翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出している。

年度以降各年度の年金受給者 × 年金単価 × スライド率 × (1／現価率)

以上

厚生保険特別会計年金勘定（厚生年金）と国民年金特別会計国民年金勘定（国民年金）における貸借対照表の見方・考え方

公的年金制度の貸借対照表では、現に保有する積立金を資産に計上し、これに対して、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上しています。この「公的年金預かり金」は実際にどこからか借り入れている額ではないということに注意してください。

近年の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となり、資産負債差額が負となっています。しかし、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積立金の財政に与える影響は限定的です。また、物価や賃金が予定を下回っている結果、給付額も予定を下回っており、積立金額の給付額に対する比率は財政再計算における見込みを下回っていません。したがって、見込みの積立金を下回ったからと言って、財政上深刻な状態に陥っている訳ではありません。このように、資産負債差額が負であることが直ちに年金の支給に支障を来すものではないということに注意する必要があります（詳しくは次ページをご覧下さい）。

1. 年金制度における貸借対照表

年金制度では積立金を保有して運営していくことが多く、貸借対照表を作成する際に負債の部に何を計上するかについてはいくつかの考え方があります。その一つは、現在保有する積立金と同額のものを負債計上する方法です。この場合の貸借対照表は常にバランスすることになりますが、年金財政が現在どのような状況にあるのかを示す指標にはなりません。次に、過去期間に対応して将来支払うこととなる給付の現在価値（給付現価）を負債計上する方法があります。これは積立方式による制度において制度終了を前提とした財政のチェックのために、企業年金などで用いられています。三つ目として、制度の継続を前提とした財政のチェックのために、年金財政上予定している積立金を負債計上する方法があげられます。これは積立方式による制度では、給付現価から将来の収入の現在価値（収入現価）を差し引いて求められる責任準備金となります。これは財政の将来見通しを作成したときの年度末積立金に等しいものとなります。この額は、その制度が前提とおりに運営されていたならば現在保有しているであろう積立金を意味しており、貸借対照表で実際の積立金と責任準備金を比較することにより年金制度が前提どおりに運営されているかを判断することになります。

年金制度の貸借対照表では多くの場合、第三の方法により作成されています。この場合注意しなければならないのは、年金財政が負債に計上されている額をどこからか借り入れているのではないということです。

2. 公的年金預り金

公的年金制度は賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みで運営されていますので、積立方式とは異なり、過去に保険料を納付したことにより発生する給付の現在価値（給付現価）を負債と認識してそれに相当する分の積立金を保有するという必要はありません。その代わりに、公的年金制度では定期的に行われる財政再計算で財政（積立金）の将来見通しを作成して、負担と給付のバランスを図る制度改革を行っています。

公的年金制度において貸借対照表を作成する場合には、現に保有する積立金を資産に計上することは当然ですが、これに対応する負債としては、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上することとしています。これにより、貸借対照表は、現に保有する積立金と将来見通し上の積立金とを比較することによって、現在の財政状況がどのような状態であるのかを表す一つの指標になっています。

3. 資産負債差額

公的年金預り金は平成11年財政再計算に基づく各年度末の積立金となっていますが、その後の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となっています。しかしながら、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積

立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。

また、貸借対照表は発生主義に基づき作成されています。このため、保険料を毎月徴収して2ヶ月に1度給付を行う現在の制度では、3月31日現在で認識している1ヶ月分の保険料と2ヶ月分の支出がそれぞれ、資産の部、負債の部に計上されているため、この差額（約2兆円）が資産負債差額を大きくする方向に働いています。

以上のことから、資産負債差額が負となっていますが、このことが直ちに年金の支給に支障を来すものではないことに注意する必要があります。